

【生息地回廊について】

1. 経緯及び背景

東京都における大型ほ乳類の市街地出没への対応の一つとして、鳥獣保護区の生息地回廊を新規指定することの妥当性について検討する。

2. 生息地回廊について

(1) 生息地回廊の定義

国の基本指針によると、生息地回廊の保護区は以下の地域に指定する保護区を定義している。

生息地回廊の定義に基づき指定するためには、生息地が分断された鳥獣が存在し、かつ移動経路となる地域が存在すること又は、移動経路として回復する見込みのある地域が存在することが条件となる。

【生息地回廊の定義】

- ① 生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域
- ② (生息地が分断された) 鳥獣保護区を指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域



図 2.1 移動経路となる地域 (イメージ)



図 2.2 生息地の分断 (イメージ)

2. 都における生息地回廊指定の検討フロー

前述の定義を踏まえると、生息地回廊の検討の流れは図 2.1 に示すとおりである。まずは、都の実情を踏まえ「生息地が分断された鳥獣（大型ほ乳類）の有無」を確認し、分断化の影響が懸念される場合は、「その鳥獣の移動経路となりうる地域」、もしくは「移動経路として回復する見込みのある地域」を抽出することとなる。

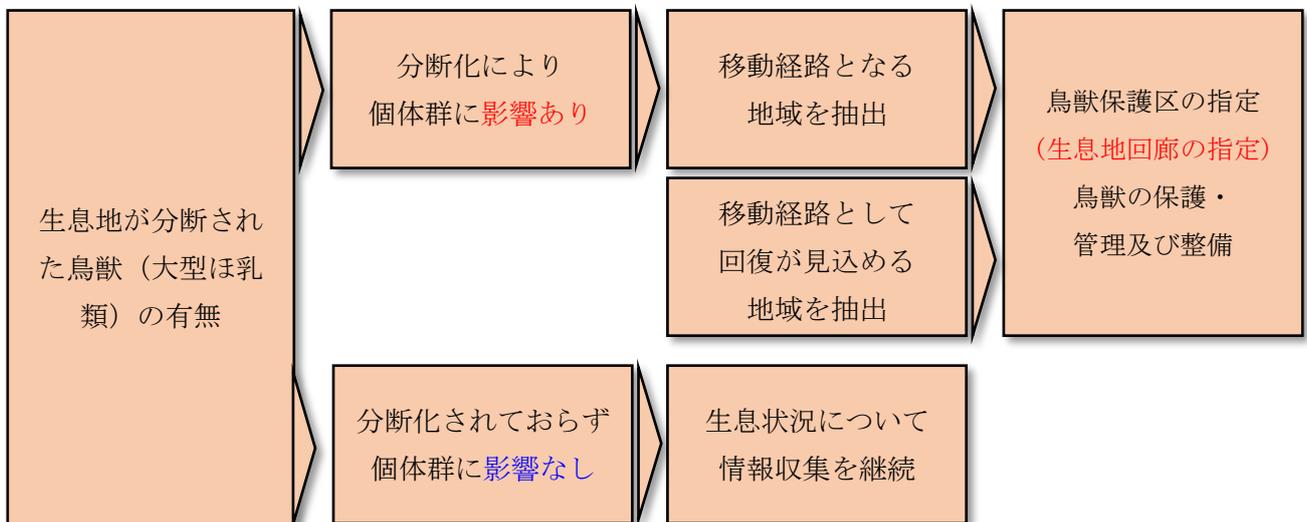


図 2.1 検討フロー図

(1) 生息地が分断された鳥獣（大型ほ乳類）の有無

都に生息する大型ほ乳類は、ニホンジカ、カモシカ、イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマの計 5 種である。いずれも多摩地域西部の森林を主な生息地として利用しており、ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマに関しては徐々に東部へ分布域を拡大させている。近年の個体数変動をみると、ツキノワグマ、ニホンザル、カモシカは安定傾向にあり、ニホンジカ、イノシシは増加傾向にある。

生息地の分断化に注目し、表 2.1 に示す既存文献等を確認したところ、都に生息するこれら 5 種について、生息地の分断化による大型ほ乳類の個体群への影響は現段階では報告されていない。

なお、生息状況について十分に把握されていない種も存在することから、今後、生息地の分断化が生じ個体群への影響が懸念された場合を想定し、都における「移動経路となる地域」及び「移動経路として回復する見込みのある地域」についても検討した。

表 2.1 既存文献一覧

No.	題名	発行年月、発行元
1	令和 2 年度 シカ生息状況等調査委託報告書	令和 3 年 3 月 東京都
2	平成 31 年度イノシシ生息状況等調査委託 業務報告書	令和 2 年 3 月 東京都
3	令和 2 年度ニホンザル生息状況及び農作物被害状況調査 報告書	令和 3 年 3 月 東京都
4	令和 2 年度ツキノワグマ生息状況等調査委託 業務報告書	令和 3 年 3 月 東京都
5	森林と野生動物（ニホンカモシカ）	令和元年 共立出版

(参考図)

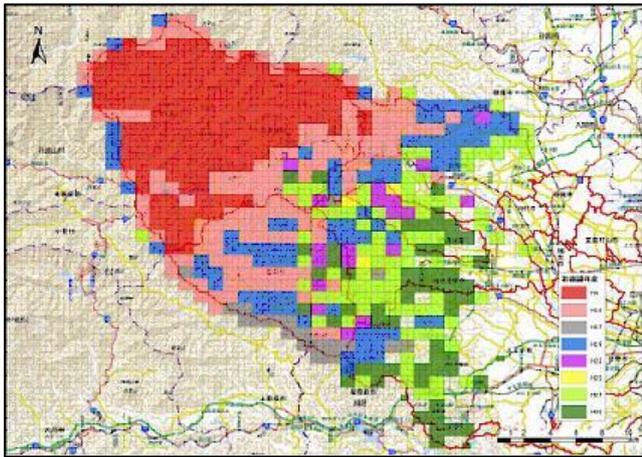


図 2.2 ニホンジカの分布図

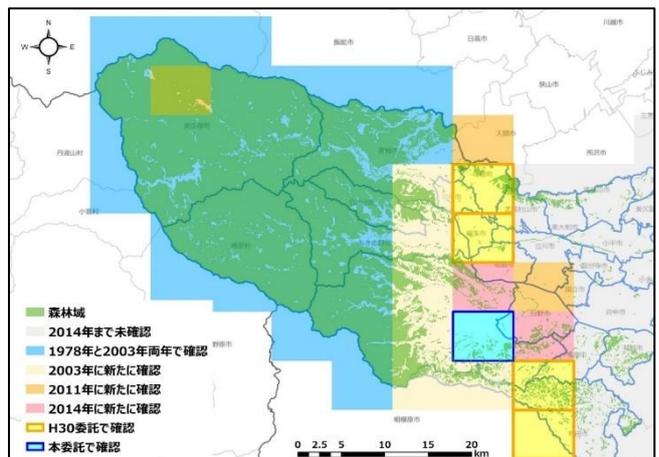


図 2.3 イノシシの分布図

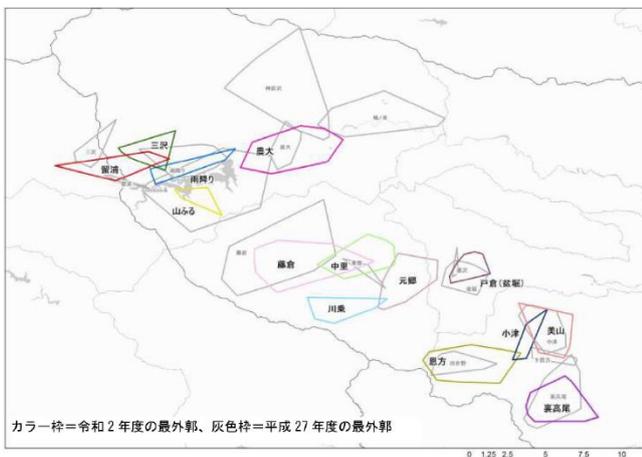


図 2.4 ニホンザルの分布図

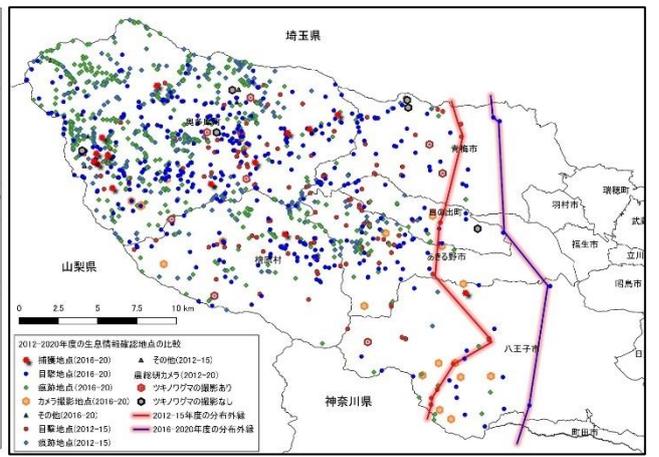


図 2.5 ツキノワグマの分布図

出典)「令和 2 年度 シカ生息状況等調査委託報告書」(令和 3 年 3 月 東京都)
 出典)「平成 31 年度イノシシ生息状況等調査委託 業務報告書」(令和 2 年 3 月 東京都)
 出典)「令和 2 年度ニホンザル生息状況及び農作物被害状況調査 報告書」(令和 3 年 3 月 東京都)
 出典)「令和 2 年度ツキノワグマ生息状況等調査委託 業務報告書」(2021 年 3 月 東京都)

(2) 移動経路となる地域

生息地回廊の定義に基づき、「生息地が分断された鳥獣の生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となる地域」を勘案すると、多摩地域から東京湾に注ぐ多摩川（一級河川）や武蔵野台地を代表する荒川（一級河川）等の大規模河川やその周辺に分布する河畔林や樹林帯等が鳥獣の広域または地域の移動経路となる。

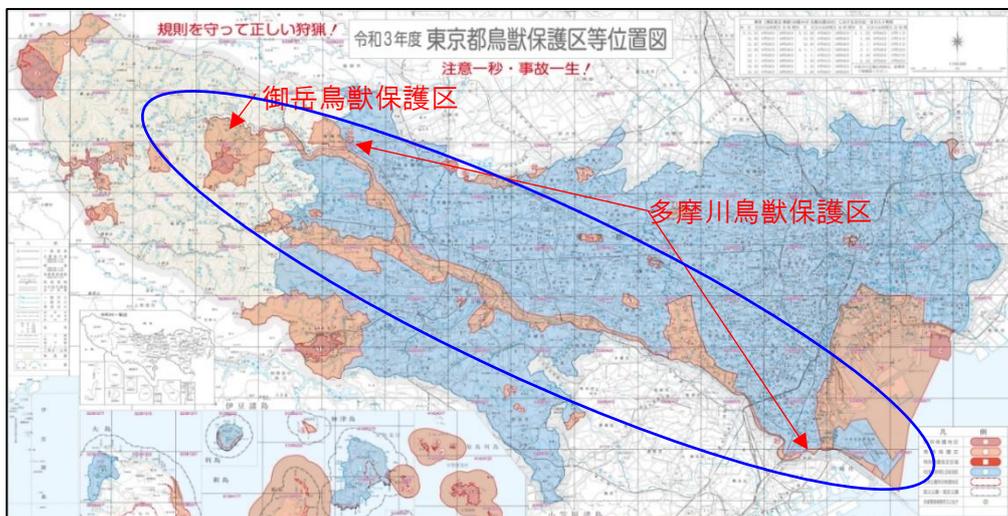
大型ほ乳類の主な生息域である多摩地域と連絡する多摩川に着目すると、その全域（約 125km）が多摩川鳥獣保護区（身近な鳥獣生息地）として指定されている。また、多摩川水系に属する秋川沿いの秋川丘陵等も鳥獣保護区に指定されている（図 3.3 及び図 3.4 参照）。多摩地域西部に位置する多摩川上流域では御岳鳥獣保護区にも接続しており、大型ほ乳類を含む鳥獣にとって生息地の連続性が確保され、移動経路として機能している。

一方で、荒川に注目すると、都内における流路の大半を人口密集地である区部を通り東京湾へ流出している（図 3.3）。そのため、中・小型ほ乳類や鳥類にとっては移動経路として機能しているが、都市部に生息域を持たない大型ほ乳類の移動経路にはならないものとする。一方、近年、ニホンジカやニホンザル等が近隣県から河川を移動経路とし都市部へ出没する事例が発生している。区部やその周辺の都市部地域において鳥獣の移動経路を新たに確保しようとする、大型ほ乳類の市街地出没を促進する可能性が懸念される。



出典) 東京都建設局 HP

図 3.3 東京都河川分布図



出典) 東京都建設局 HP

図 3.4 東京都鳥獣保護区等位置図（令和 3 年度版）

(3) 移動経路としての機能が回復する見込みのある地域

生息地回廊の定義に基づき、「生息地が分断された鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域」を勘案すると、東京都に生息する大型ほ乳類の分布状況から生息地間が分断され、かつ機能が回復する見込みのある地域を抽出する必要がある。上述のとおり、都に生息する大型ほ乳類（ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ等）の生息状況は、安定傾向もしくは増加傾向にあり、生息域の分断化による個体群への影響は報告されていない。また、大型ほ乳類の主な生息域である多摩地域西部には御岳鳥獣保護区（特別保護地区）、奥多摩鳥獣保護区、高尾鳥獣保護区（特別保護地区）等の鳥獣保護区が指定されており、大型ほ乳類を含む鳥獣の保護区として機能している。

一方で、多摩地域西部以外の都市部地域では、自然公園や都市公園等の緑地が点在しているものの、緑地間には既に市街地等の土地利用がなされている。また、圏央道や武蔵野線等の交通網や各種鉄道路線等が張り巡らされており、大型ほ乳類の生息環境としての適地はそもそも存在しない。



出典) 東京都が新たに進めるみどりの取組 (東京都、令和元年5月)

図 3.5 東京都のみどり及び主要な交通網

3. 都における生息地回廊の指定についての検討結果

生息地が分断された鳥獣の有無、その移動経路となる地域及び回復する見込みのある地域に着目し検討したところ、大型ほ乳類の生息状況については、まだ十分に把握できていない種も存在するが、生息地の分断化による個体群への影響については現時点では報告されていない。また、都には既に大型ほ乳類を含む鳥獣の移動経路としての機能を有する鳥獣保護区（身近な鳥獣生息地、森林鳥獣生息地等）が確保されているため、新たに生息地回廊として指定すべき地域は認められなかった。

そのほか、都の特徴として都市部地域では緑地が点在するものの、市街地等の人口密集地と接しており、そのような環境下で鳥獣の移動経路を確保しようとする、かえって大型ほ乳類の市街地出没を促進させる可能性がある。

以上のことから、第13次鳥獣保護管理事業計画において生息地回廊は指定しない方針とする。

表 3.1 検討結果

条件	概要	該当
生息地の分断化による個体群への影響有無	<ul style="list-style-type: none"> ● 都に生息する大型ほ乳類5種について、生息地の分断化による個体群への影響は報告されていない。 	△
移動経路となる地域の有無	<ul style="list-style-type: none"> ● 多摩川鳥獣保護区（身近な鳥獣生息地）、御岳鳥獣保護区（森林鳥獣生息地）等によって付随的に生息地の連続性は確保されている。 ● 都市部地域では荒川等を移動経路とし、市街地に出没するケースがある。 	×
移動経路として回復する見込みのある地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 上述のとおり分断された報告はない。 ● 都市部地域は市街地や各種交通網等が張り巡らされている他、そもそも大型ほ乳類の生息適地は存在しない。 ● 大型ほ乳類の主な生息地である多摩地域西部は御岳鳥獣保護区等により保護区として機能している。 	×

注) ○：該当する △：報告はない ×：該当しない

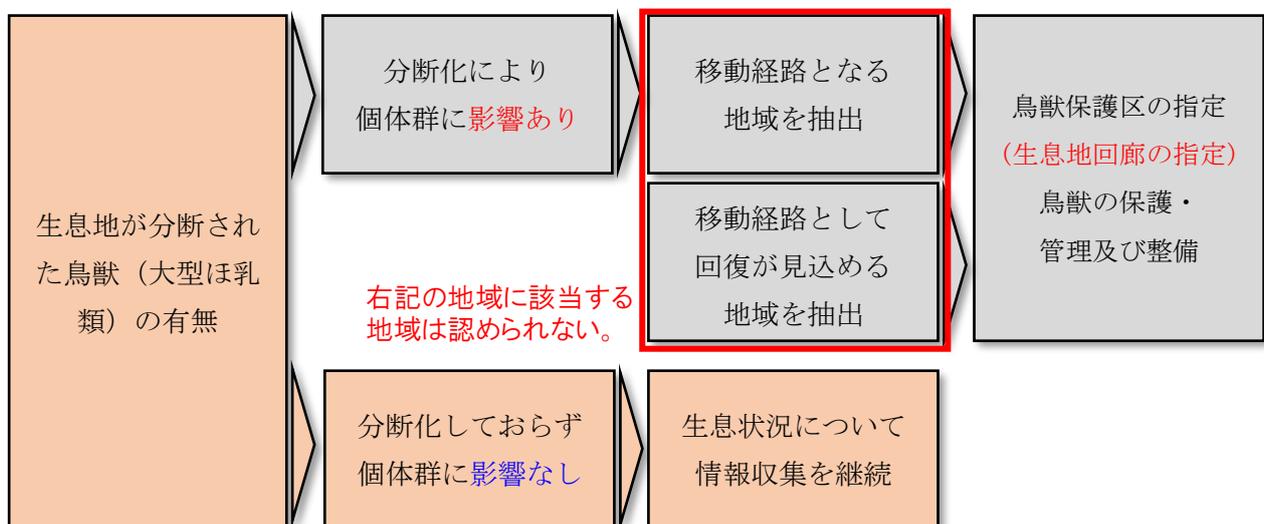


図 3.1 都の方針（案）

<補足資料1>

「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」（環境省、令和3年7月）における、生息地回廊に関する引用を以下に示す。

Ⅲ 鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区指定の目的と意義

鳥獣保護区は、狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的として指定されるものであり、これらを通じて地域における生物多様性の保全に資するものである。

2 鳥獣保護区の指定方針

鳥獣保護管理事業計画の作成に当たっては、地域の実情に応じ、以下のような観点から計画期間を通じた鳥獣保護区の指定に関する中長期的な方針を明記する。

また、鳥獣保護区及び特別保護地区の指定に当たっては、鳥獣の専門家、関係地方公共団体、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体等の地域の関係者の合意形成に努める。その際には、地域の自然的社会的特性を踏まえ、農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意する。特に、指定する区域周辺での農林水産業被害等に対しては、鳥獣保護区内における鳥獣の管理のための捕獲の適切な実施により、指定に関する関係者の理解が得られるよう適切に対応する。

鳥獣保護区及び特別保護地区の指定に当たっては、環境大臣が指定する鳥獣保護区及び特別保護地区の指定の計画との整合性に留意するとともに、鳥獣保護区等の保護に関する指針においては、1に示した鳥獣保護区指定の目的と意義を踏まえ、鳥獣保護区や保護対象鳥獣の特性に応じた保護に関する指針を明確に示す。

<省略>

(7) 生息地が分断された鳥獣の保護を図るための生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区を指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域については、生息地回廊の保護区の指定に努める。

3 鳥獣保護区の指定区分及び指定基準

鳥獣保護区は、次の区分に従って指定する。

<省略>

(6) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について、新たに生息地回廊の保護区を指定する。

指定に当たっては、移動分散を確保しようとする対象鳥獣を明らかにし、その生態や行動範囲等を踏まえて回廊として確保すべき区域を選定する。またその際には、既存の鳥獣保護区のみならず、自然公園法、文化財保護法等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域等を相互に結びつける等により、効果的な配置に努める。

2. 生息地回廊について

(1) 全国的な生息地回廊の指定状況

第12次鳥獣保護管理事業計画策定時において、生息地回廊を指定している都道府県は、福井県のみである。

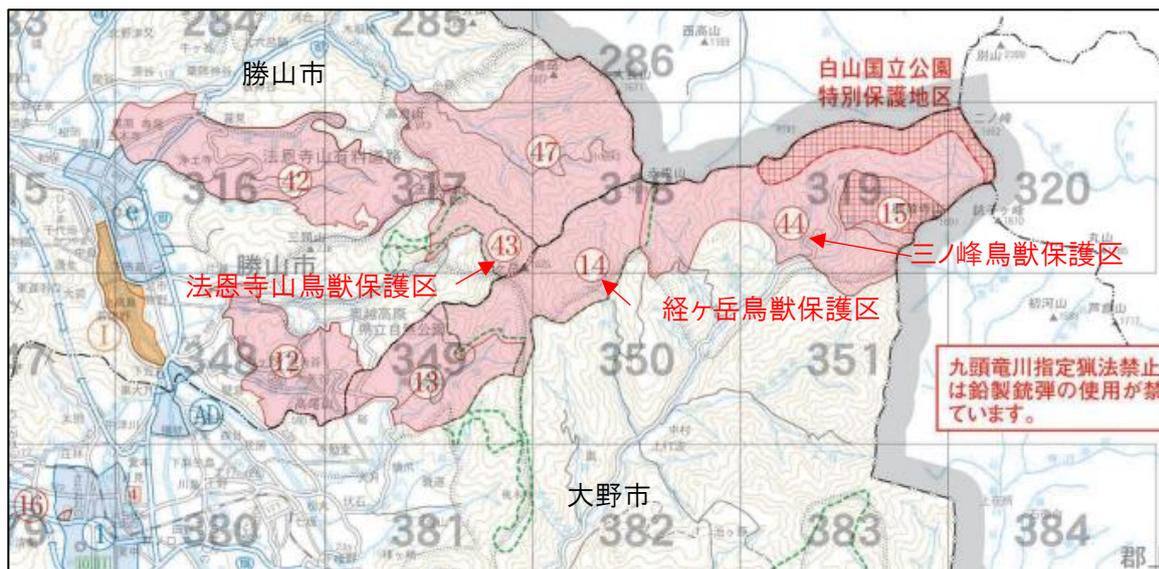
福井県は、表2.1及び図2.1のとおり計3箇所の生息地回廊を指定している。これらは、福井県第一種特定鳥獣保護計画（ツキノワグマ）の中で、ツキノワグマの保護及び管理、人的被害等への対策方針の一環として指定を受けたものである。

福井県第一種特定鳥獣保護計画（ツキノワグマ）の概要を表2.2に整理した。

表 2.1 福井県による生息地回廊の指定状況

No.	名称	面積	備考
14	経ヶ岳鳥獣保護区	383ha	鳥獣保護区のみ
43	法恩寺山鳥獣保護区	1,036ha	鳥獣保護区のみ
44	三ノ峰鳥獣保護区	2,152ha	特別保護地区を含む(220ha)

※No.は「福井県鳥獣保護区等位置図-地図面」及び「福井県鳥獣保護区等位置図-解説面」の記号と対応する。



出典：令和3年度福井県鳥獣保護区等位置図一部抜粋

図 2.1 福井県鳥獣保護区（矢印：生息地回廊）

表 2.2 福井県第一種特定計画の概要（要点）

項目	内容																																					
福井県の実情	<ul style="list-style-type: none"> ● 福井県では、ツキノワグマの生息状況や生息環境、人的被害や剥皮（クマハギ）による林業被害等を鑑み、ツキノワグマの地域個体群の安定的な維持及び人身被害の防止、農林業被害の軽減を目的として第一種特定鳥獣保護計画が策定されている。 ● 特定計画によると、福井県に生息するツキノワグマの地域個体群は、北部（嶺北地域）の白山・奥美濃地域個体群及び南部（嶺南地域）の北近畿東部地域個体群の2ユニットに分けられる。白山・奥美濃地域個体群では、個体数は安定しているものの、人的被害が報告されている。一方で北近畿東部地域個体群では人的被害はなく、個体数水準の引き上げを目標としている。 ● ツキノワグマの生息地の自然環境及び人の土地利用状況を勘案して、ツキノワグマの生息環境を3つに区分（生息保護地域、保護調整地域、被害防止地域）し、ツキノワグマの被害防止や保護及び管理、生息環境の保全と管理が実施されている（下表参照）。 <table border="1" data-bbox="483 916 1321 1200"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">設定目的</th> <th rowspan="2">設定エリア</th> <th colspan="3">クマの捕獲</th> <th rowspan="2">環境整備</th> </tr> <tr> <th>狩猟</th> <th>緊急</th> <th>有害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生息保護地域</td> <td>クマの重点的保護</td> <td>奥山の鳥獣保護区 (嶺北9箇所・嶺南3箇所)</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>生息適地の保護</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保護調整地域</td> <td>回廊地域</td> <td>・福井県野生鳥獣回廊 ・林野庁「緑の回廊」</td> <td>○※</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>生息適地の保護と再生・創出</td> </tr> <tr> <td>緩衝地域</td> <td>その他（主に里山地域の自然林と人工林）</td> <td>○※</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>被害防止地域への出没を抑える森林管理</td> </tr> <tr> <td>被害防止地域</td> <td>クマの侵入防止</td> <td>集落内および集落周辺の耕作地</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>クマの侵入防止</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">○認める、×認めない、※嶺南地域にあつては当面狩猟の自粛</p> <p>注1) 生息保護地域：自然林が多く残りツキノワグマの主要な生息地として適した地域。 注2) 2 保護調整地域：人間活動が行われ、ツキノワグマも生息している地域。主に奥山に位置しツキノワグマの保全を目的とした「回廊地域」、主に里山地域に位置しツキノワグマによる人身被害防止を目的とした「緩衝地域」がある。 注3) 被害防止地域：人間活動が活発で、ツキノワグマが本来生息していない地域。</p>	区分	設定目的	設定エリア	クマの捕獲			環境整備	狩猟	緊急	有害	生息保護地域	クマの重点的保護	奥山の鳥獣保護区 (嶺北9箇所・嶺南3箇所)	×	○	×	生息適地の保護	保護調整地域	回廊地域	・福井県野生鳥獣回廊 ・林野庁「緑の回廊」	○※	○	×	生息適地の保護と再生・創出	緩衝地域	その他（主に里山地域の自然林と人工林）	○※	○	○	被害防止地域への出没を抑える森林管理	被害防止地域	クマの侵入防止	集落内および集落周辺の耕作地	—	○	○	クマの侵入防止
区分	設定目的				設定エリア	クマの捕獲			環境整備																													
		狩猟	緊急	有害																																		
生息保護地域	クマの重点的保護	奥山の鳥獣保護区 (嶺北9箇所・嶺南3箇所)	×	○	×	生息適地の保護																																
保護調整地域	回廊地域	・福井県野生鳥獣回廊 ・林野庁「緑の回廊」	○※	○	×	生息適地の保護と再生・創出																																
	緩衝地域	その他（主に里山地域の自然林と人工林）	○※	○	○	被害防止地域への出没を抑える森林管理																																
被害防止地域	クマの侵入防止	集落内および集落周辺の耕作地	—	○	○	クマの侵入防止																																
生息地区分及び生息地回廊位置図																																						

出典)「第2期 福井県第一種特定鳥獣保護計画（ツキノワグマ）」（福井県、平成29年3月）に一部追記